

がん検診について (参考資料)

平成23年11月 2日
厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室

がん検診の種類

検診方法	対策型検診	任意型検診
目的	対象集団全体の死亡率を下げる	個人の死亡リスクを下げる
概要	予防対策として行われる 公的なサービス	医療機関・検診機関などが 任意で提供するサービス
検診対象者	構成員の全員 (一定の年齢範囲の住民など)	定義されない
検診費用	公的資金を使用	全額自己負担
利益と不利益	限られた資源の中で、 利益と不利益のバランスを考慮し、 集団にとっての利益を最大化	個人のレベルで、 利益と不利益のバランスを判断

がん検診のあゆみ

年次	
昭和58年2月	老人保健法施行 胃がん・子宮がん検診の開始
昭和62年	がん検診に子宮体部がん・肺がん・乳がん検診を追加
平成4年	がん検診に大腸がん検診を追加
平成10年4月	老人保健法にもとづかない事業と整理 がん検診等に係る経費の一般財源化
平成20年4月	健康増進法上（第19条の2）の健康増進事業として がん検診を位置づけ

がん検診の根拠となる法令（健康増進法）

健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

（市町村による健康増進事業の実施）

第19条の2

市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

健康増進法施行規則（平成15年4月30日 厚生労働省令第86号）

（市町村による健康増進事業の実施）

第四条の二 法第十九条の二 の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 歯周疾患検診
- 二 骨粗鬆症検診
- 三 肝炎ウイルス検診
- 四 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条 の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号 又は第二号 に規定する者に対する健康診査
- 五 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- 六 がん検診

がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号） におけるがん検診の位置づけ

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

（がんの予防の推進）略

（がん検診の質の向上等）

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

がん対策推進基本計画（平成19年6月） におけるがん検診の位置づけ

がんの早期発見〈目標〉

- ◆ がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。
- ◆ また、すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されることを目標とする。

がん検診の方法等の検討

がん検診の方法等の検討

- ◆ 平成15年12月 厚生労働省内に「がん検診に関する検討会」設置
目的：市町村事業におけるがん検診のあり方について、科学的根拠に基づいた検討を行うとともに、各がん検診の事業評価に必要な項目（チェックリスト）等について主に専門的な観点からの検討を行う。
- ◆ 平成16年3月 がん検診に関する検討会報告
「乳がん検診及び子宮がん検診の見直しについて」
- ◆ 平成17年2月 がん検診に関する検討会報告
「乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について」
- ◆ 平成18年2月 がん検診に関する検討会報告 「大腸がん検診の見直しについて」
- ◆ 平成19年6月 がん検診に関する検討会報告 「胃がん検診の見直しについて」
- ◆ 平成19年6月 がん検診に関する検討会報告 「がん検診の事業評価の手法について」
- ◆ 平成20年3月 がん検診に関する検討会報告 「肺がん検診の見直しについて」
- ◆ 平成19年6月 厚労省内に「がん検診事業の評価に関する委員会」設置
目的：がん検診受診率向上に向けた取組や精度管理・事業評価を幅広く実施していくための具体的な取組のあり方についての検討
- ◆ 平成20年3月 報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」
- ◆ 平成20年3月 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」 策定

市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

市町村におけるがん検診の実施状況

	指針で示しているがん種のがん検診における、指針以外の検査項目（複数回答）	市町村数（1818市区町村）
胃がん検診	胃内視鏡検査	212 (11.7%)
	ペプシノゲン法	44 (2.4%)
	ヘリコバクター・ピロリ抗体	17 (0.9%)
肺がん検診	CT検査	153 (8.4%)
大腸がん検診	大腸内視鏡検査	33 (1.8%)
	S状結腸鏡検査	29 (1.6%)
	注腸X線検査	12 (0.7%)
乳がん検診	エコー検査	565 (31.1%)
子宮がん検診	HPV検査	36 (2.0%)

指針で示しているがん種以外のがん検診の実施状況	市町村数（1818市区町村）
指針以外のがん検診を実施している	1208 (66.4%)
指針以外のがん検診を実施していない	610 (33.6%)

（重複回答）

出典：市区町村におけるがん検診の実施状況等調査結果について（平成21年1月1日現在 健康局総務課がん対策推進室調べ）

がん検診の事業評価

がん検診の精度管理・事業評価について

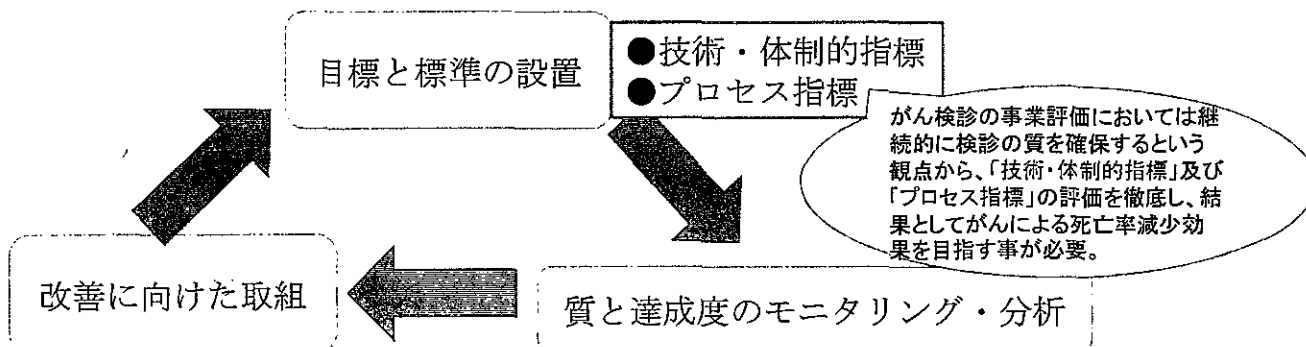
がん検診の精度管理を推進するためには、

「目標と標準の設置」

「質と達成度のモニタリング・分析」及び

「改善に向けた取組」

の3つの段階について、がん検診に関わる関係者（国、都道府県、市町村、検診実施機関等）の役割を明確にした上で、それぞれが果たすべき役割を着実に果たしていくことが求められる。



技術・体制的指標

- 技術・体制的指標の具体的内容については、「がん検診に関する検討会」において、
- 「事業評価のためのチェックリスト」（都道府県用、市町村用、検診実施機関用）
 - 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」としてとりまとめ、推奨している。

チェックリストの例（胃がん検診 市町村用）

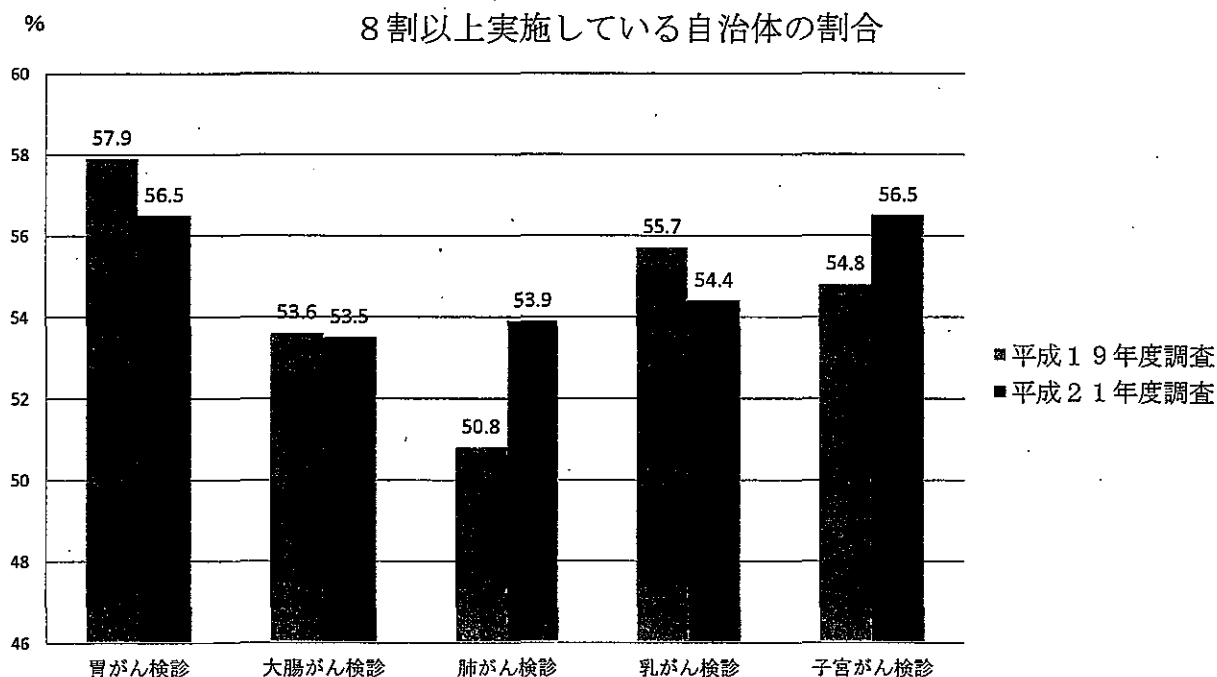
胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】

1. 検診対象者
 - (1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳などに基づいて作成しているか
 - (2) 対象者に均等に受診勧奨を行っているか
2. 受診者の情報管理^{注1)}
 - (1) 対象者数(推計含む)を把握しているか
 - (2) 受診者数を性別・年齢階級別に集計しているか
 - (3) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか
 - (3-a) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか^{注2)}
 - (3-b) 受診者を検診実施機関別に集計しているか
 - (3-c) 過去3年間の受診歴を記録しているか
3. 要精検率の把握^{注1)}
 - (1) 要精検率を把握しているか
 - (2) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか

出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

技術・体制的指標のモニタリング

チェックリストの大項目を
8割以上実施している自治体の割合



出典：厚生労働科学研究費補助金第3次対がん総合戦略研究事業
標準的検診法と制度管理に係る新たなシステムなどの開発に関する研究班調べ

プロセス指標

プロセス指標については、「がん検診事業の評価に関する委員会」において、「各がん検診に関する事業評価指標とそれぞれの許容値及び目標値」として提示。

	許容値					目標値
	乳がん	子宮頸がん	大腸がん	胃がん	肺がん	全がん
精検受診率	80%以上	70%以上				90%以上
未把握率	10%以下					5%以下
未受診率	10%以下	20%以下				5%以下
未受診率+未把握率	20%以下	30%以下				10%以下
要精検率	11.0%以下	1.4%以下	7.0%以下	11.0%以下	3.0%以下	
がん発見率	0.23%以上	0.05%以上	0.13%以上	0.11%以上	0.03%以上	
陽性反応的中度	2.4%以上	4.4%以上	1.9%以上	1.0%以上	1.3%以上	


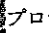
活用方法：各都道府県において各指標について提示されている数値指標との比較を行う等の方法により、都道府県全体としてのがん検診の事業評価を行う等。

出典：平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

プロセス指標のモニタリング (地域保健・健康増進事業報告結果)

平成20年度がん検診の要精密検査者及びがんであった者等の割合

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
がん検診受診者数 (人)	3 877 829	6 680 080	6 405 548	3 519 562	1 745 222
要精密検査者 (人)	385 058	195 524	461 396	41 959	150 554
「がん検診受診者」に対する割合(要精検率) (%)	9.93	2.93	7.20	1.19	8.63
精密検査未受診 (人)	37 828	21 624	82 547	5 188	9 013
「要精密検査者」に対する割合(精検未受診率) (%)	9.3	11.1	17.9	12.4	6.0
精検受診の有無が不明及び精検結果が正確に分らない者 (人)	39 625	26 152	87 123	8 250	13 634
「要精密検査者」に対する割合(未把握率) (%)	10.3	13.4	13.9	19.7	9.1
がんであった者 (人)	6 431	3 983	13 597	2 436	5 502
「がん検診受診者」に対する割合(がん発見率) (%)	0.17	0.06	0.21	0.07	0.32
「要精密検査者」に対する割合(陽性反応的中度) (%)	1.67	2.04	2.95	5.81	3.65

 プロセス指標の許容値を満たしている
 プロセス指標の許容値を満たしていない

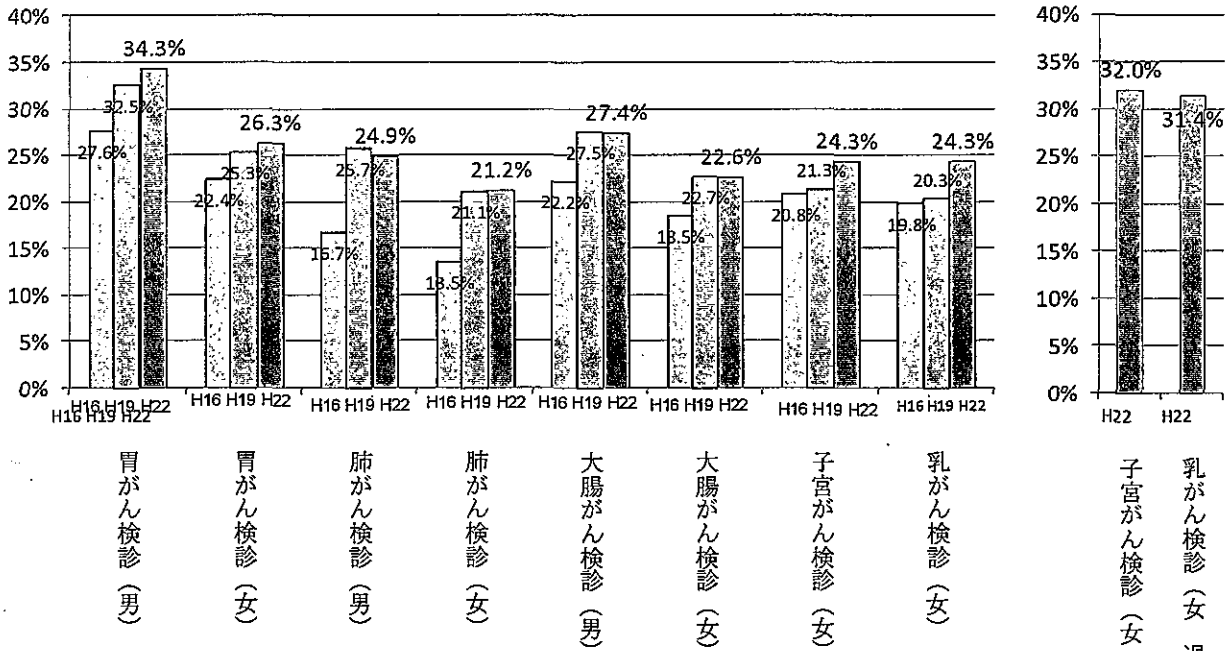
出典：平成21年度地域保健健康増進事業報告

がん検診の受診率の現状と 向上に向けた取組

がん検診受診率の把握

地域保健・健康増進事業報告	国民生活基礎調査
<p>1 報告者：全国の市区町村</p> <p>2 報告の頻度：毎年</p> <p>3 内容 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」にもとづいて自治体を実施したがん検診の事業結果</p> <p>4 結果 対象者数、受診者数、受診率、要精密検査者数、結果人数等</p>	<p>1 回答者 層化無作為抽出された5510国勢調査区の全ての世帯（約29万世帯）及び世帯員（約75万人）（平成22年の場合）</p> <p>2 調査の頻度 がん検診に係る項目は3年に1度</p> <p>3 内容 「あなたは過去1年間に下記のがん検診を受けましたか」という質問に回答。（子宮がん・乳がん検診については過去2年間の状況も調査）</p> <p>4 結果 受診者数、受診率</p>
<p>欠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村以外で行った検診（職域、個人）については把握不可能 	<p>欠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村、職域、個人において受診したががん検診を全て含んだ受診率であるが、それぞれには分割不可能 ・市区町村単位での受診率の算出は不可能 ・調査対象者の主観的な回答となる

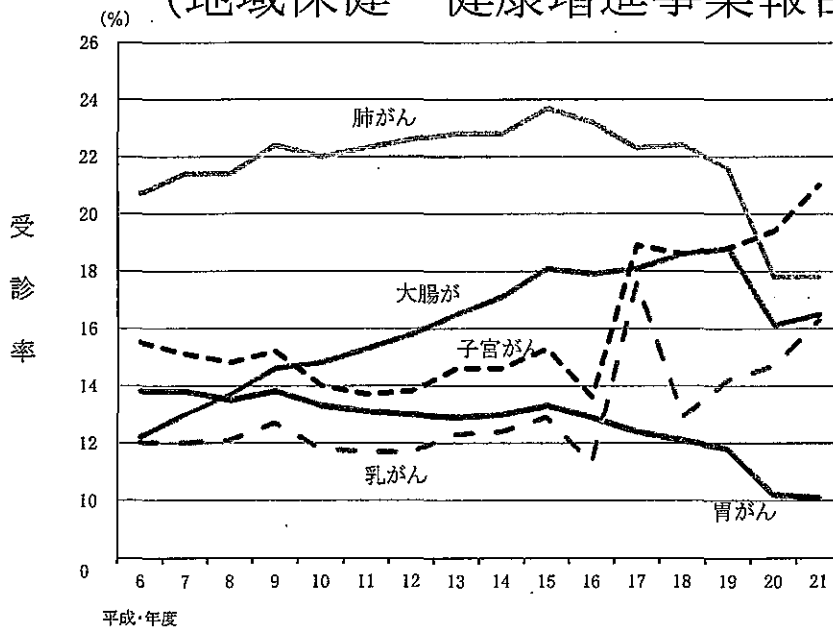
がん検診の受診率の推移 (国民生活基礎調査)



- 胃がん、肺がん、乳がん、大腸がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上を対象。
- 健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含む。

出典：平成22年国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

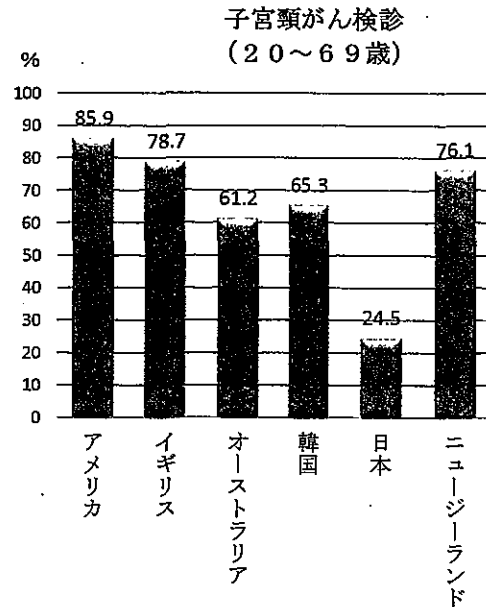
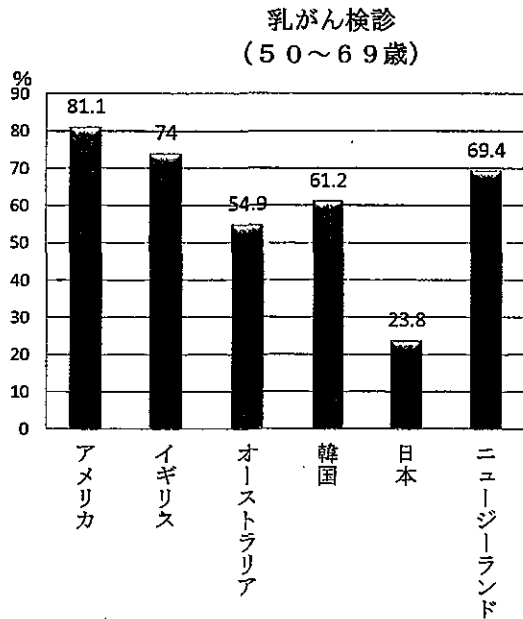
がん検診受診率の推移 (地域保健・健康増進事業報告)



- 注：1) 受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100
- 平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から「子宮がん」及び「乳がん」の受診率の算出方法を変更した。
 - 受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) × 100
- 2) 平成17年度以降の受診率は、計数不明を除く。
- 3) 「受診者数」については、「Ⅲ用語の解説」参照。
- 4) 平成18年度以降の「乳がん受診者数」については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

出典：平成21年度地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）

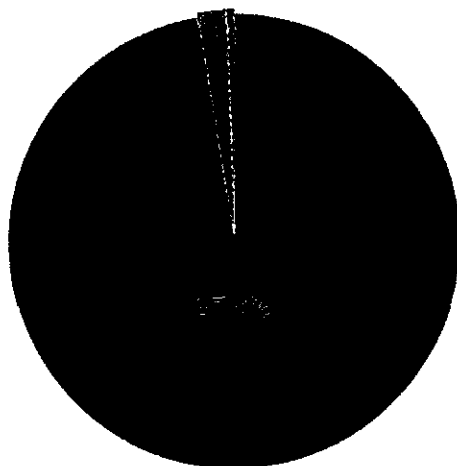
がん検診受診率の国際比較



(アメリカ) 2008年調査データ (イギリス) 2009年事業データ (オーストラリア) 2008年事業データ
 (韓国) 2009年調査データ (日本) 2007年調査データ (ニュージーランド) 2010年事業データ

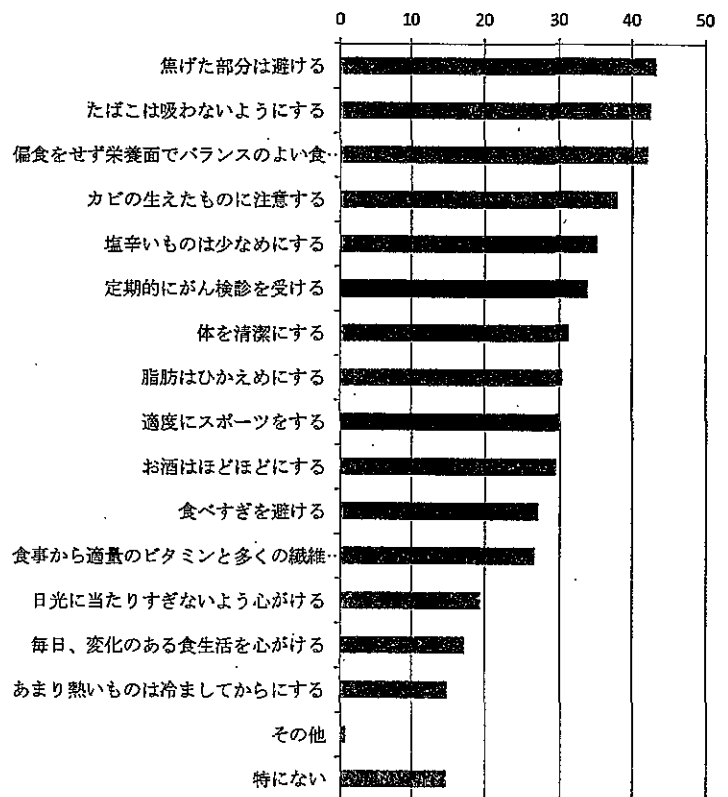
出典: OECD Health Data 2011

がん検診の印象



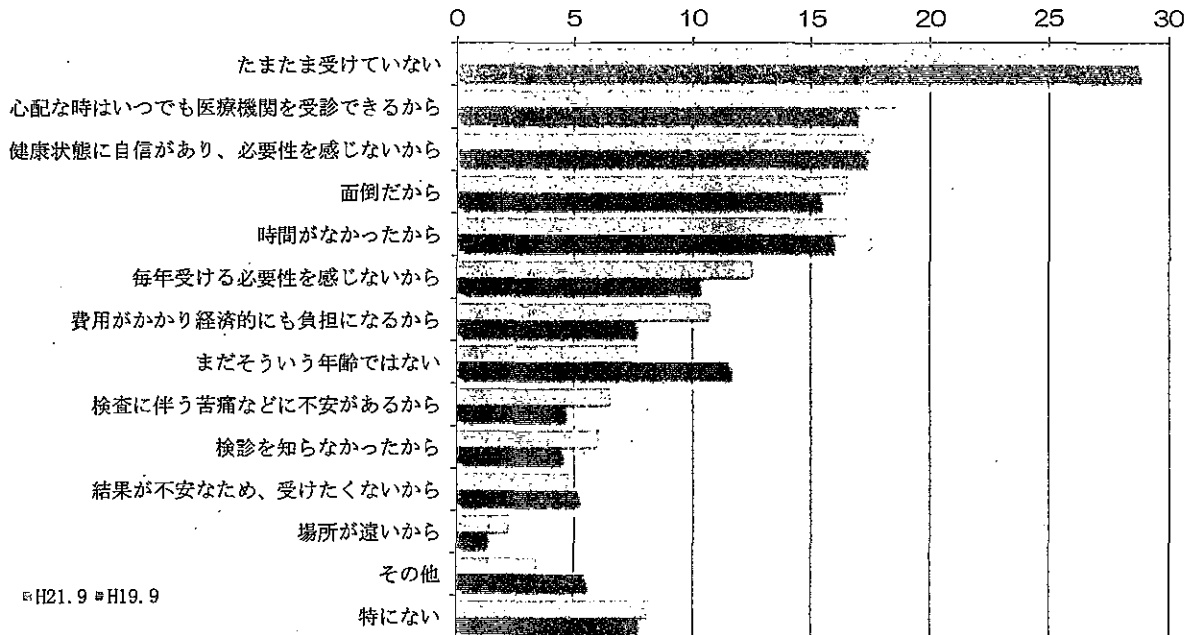
■ 重要だと思う
 □ 重要だと思わない

がんを予防するための日頃からの実践



出典: 平成21年がん対策に対する世論調査 (内閣府大臣官房政府広報室)

がん検診未受診の理由



出典：平成21年がん対策に対する世論調査（内閣府大臣官房政府広報室）

受診率向上のための取組① がん検診推進事業

- 子宮頸がん・乳がん検診については、平成21年度から子育て・教育支援の一環として、一定の年齢に達した女性に対し、検診の無料クーポンと検診手帳を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を実施
- 平成23年度より「がん検診推進事業」として対象を大腸がんにも拡大

対象年齢	子宮頸がん検診	乳がん検診	大腸がん
	20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳の女性	40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性	40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の男性及び女性

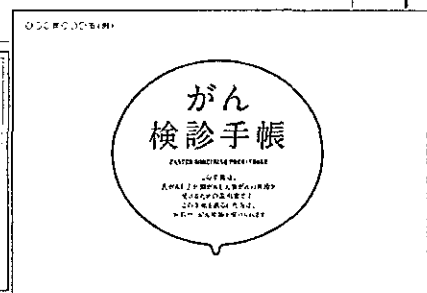
平成21年度補正予算 21.6億円

○補助先等：市区町村（検診費（10/10）、事務費（10/10））

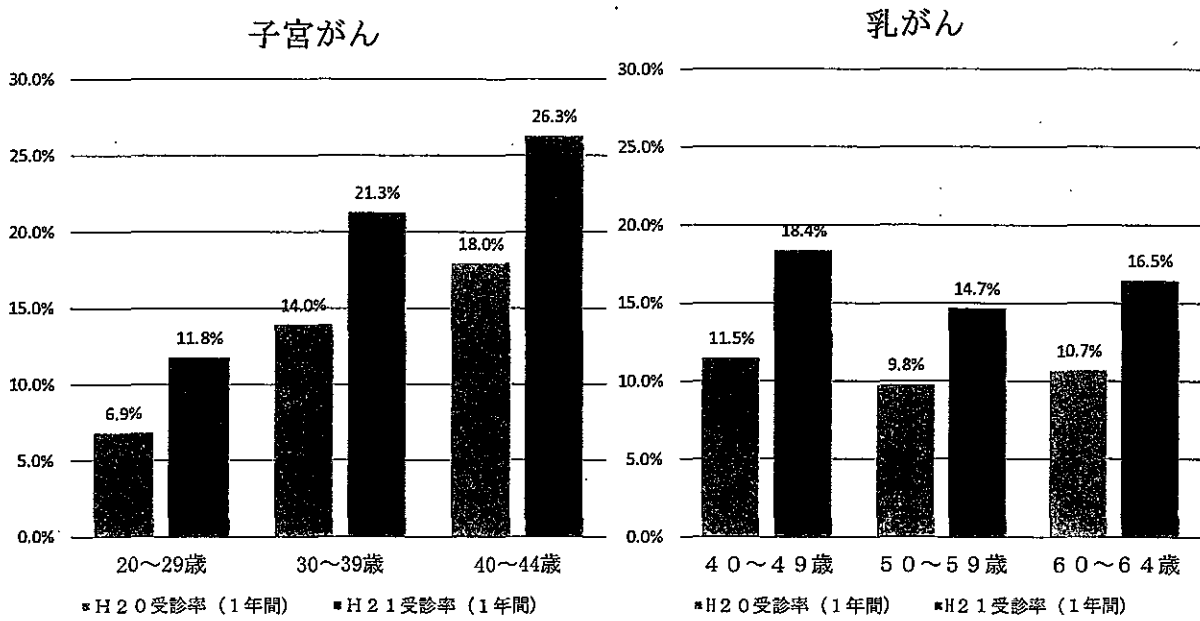
平成22年度予算 7.6億円

平成23年度予算 11.3億円（うち大腸がん検診 4.0億円）

○補助先等：市区町村（検診費（1/2）、事務費（1/2））

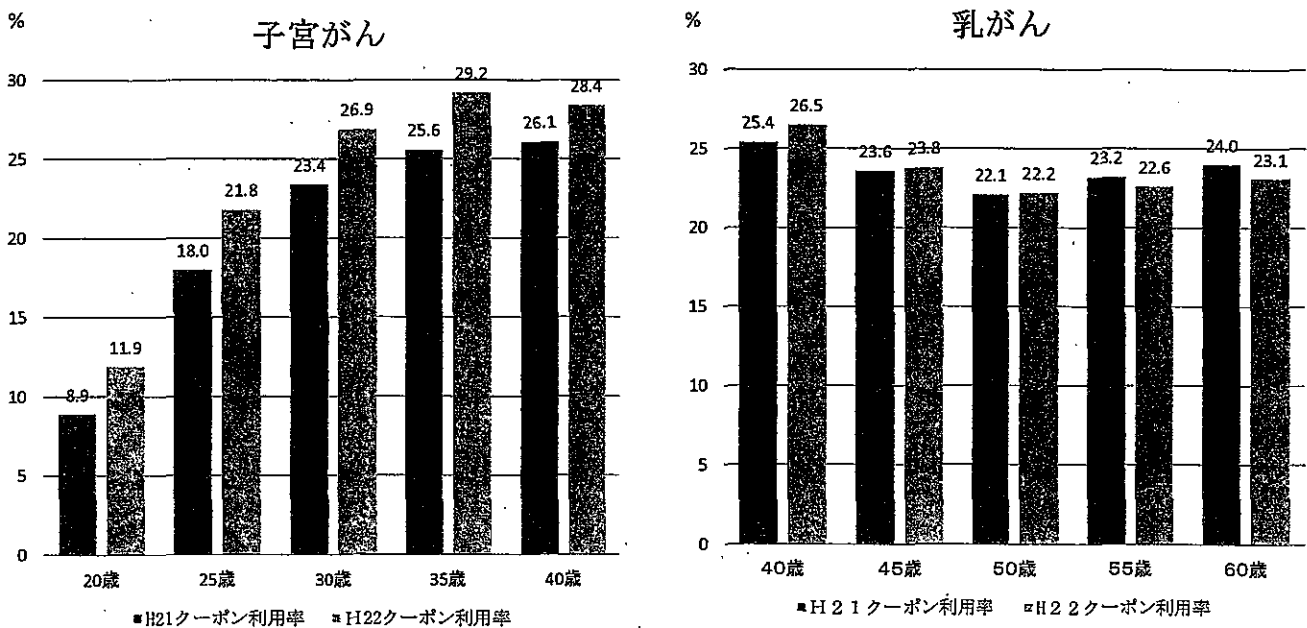


受診率向上のための取組① がん検診推進事業開始前後の検診受診率



受診率（1年間）・・・当該年度のがん検診受診者数（乳がんの場合はマンモグラフィ及び視触診）/当該年度のがん検診対象者数
出典：平成20年度・平成21年度地域保健・健康増進事業報告

受診率向上のための取組① がん検診推進事業の実施状況（クーポン利用率）



クーポン利用率・・・クーポン券利用者数/クーポン券配布枚数
出典：がん対策推進室調べ

受診率向上のための取組② がん検診受診促進企業連携推進事業 (がん検診企業アクション)

- ▶ 企業の立場
1. 社員に対する役割
 - ▶ 「がん」に対する理解の促進 (社員等への啓発)
 - ▶ がんの早期発見に対する支援 (社員等のがん検診の推進)
 - ▶ がんになった際のフォロー (社員等の福利厚生)
 2. 社会に対する役割
 - ▶ 「がん」についての普及啓発 (がん検診、緩和ケア等)
 3. その他の役割
 - ▶ がん患者等に対する支援 (関連製品の開発等)



- 委託先：株式会社 電通
事業内容
- 企業連携の推進
 - コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信の推進
 - 事業者向け説明会等による意識啓発
 - 職域健診におけるがん検診受診率の現状及び課題の把握
 - シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有
 - マスコミへの情報提供によるパブリシティ効果の向上

賛同団体・企業
715団体・企業
(2011年10月21日現在)

27

受診率向上のための取組③ がん検診受診50%達成に向けた集中キャンペーン がん検診50%推進全国大会

- ◆ がん検診50%達成に向けた集中キャンペーン
 - 毎年 (平成21年度～) 10月1日～10月31日
 - 国・地方自治体・企業・患者団体が連携・協力して受診勧奨事業を全国展開
- ◆ がん検診50%推進全国大会
 - 平成21年10月10日 サンシャインシティ
 - 平成22年10月9日 お台場アクアシティ
 - 平成23年10月15日 駒沢公園
 - ▶ 主催者挨拶
 - ▶ がんに関する体験談コンテスト表彰式
 - ▶ リレーフォーライフスタートセレモニー
 - ▶ がん啓発に関するクイズ&トークショー 等

